情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

和歌山県消防学校モデル教育

プライバシー、個人情報保護と情報公開

湯淺　墾道
情報セキュリティ大学院大学
yuasa@iisec.ac.jp

1

自己紹介

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

- 1970年生、青山学院大学法学部公法学科卒業、慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻博士課程退学
- 2008年九州国際大学法学部教授
- 2008年九州国際大学副学長（9月～）
- 2011年情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授、2012年学長補佐
- 日本セキュリティ・マネジメント学会常任理事、情報ネットワーク法学会副理事長、デジタル・フォレンジック研究会理事
- 中央大学、九州大学、横浜市立大学、愛知学院大学講師
- 総務省ICTインテリジェント化影響評価検討会議構成員、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員、埼玉県本人各本情報保護審議会会長、埼玉県特定個人情報保護評価委員会委員長、渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会委員、川崎市情報公開運営審議会委員、一般財団法人日本データ通信協会電気通信個人情報保護推進センター諮問委員会委員長、株式会社ベネッセホールディングス情報セキュリティ監視委員会委員長代理　ほか

2

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

プライバシーと個人情報は、どこが同じで、どこが違うのか

3

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■プライバシー
- ●一般に私事として秘匿しておきたい情報
- ●アメリカ型
- ●憲法上の保護

■個人情報
- ●個人を識別できる情報
- ●EU型
- ●個人情報保護法制による保護

4

プライバシーとはなにか

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■今日の「プライバシー」
- ●基本的人権の中でも重要なものとして観念
- ●2つの側面
  - ◆人格権的性質と財産権的性質
  - ◆公法的側面と私法的側面
- ●個人情報や自己情報をコントロールする権利としての側面

5

プライバシー保護が必要な理由

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■私生活への干渉やその暴露、性生活上の選択に対する権力的な規制や監視、私的な情報やコミュニケーションの他者による収集・利用・伝達が権利侵害となるのは、それらが公的生活にかかわりのないその人自身の問題であり、いいかえれば、それらに対する侵害が、私的な領域で個人が自由に思考し、交流し、生きることをきわめて困難にするからである。

- ●長谷部恭男『憲法（第4版）』（新世社、2008年）155頁

日本国憲法とプライバシー

情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

「プライバシー」という言葉は、憲法の中には無いが・・・

■憲法13条
- ●前段
  - ◆個人の尊重
- ●後段
  - ◆幸福追求に対する国民の権利
  - ◆「幸福追求権」
  - ◆個別人権規定によって保障されていない権利を含む包括的な権利

宴のあと事件

情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■東京地方裁判所昭和39年9月28日

■プライバシーの権利が最初に認められた
- ●三島由紀夫の小説「宴のあと」(昭和35)
- ●東京都知事選挙の候補者「野口雄賢」(小説の主人公)と妻との生活、破綻を描いた
- ●主人公のモデルが、都知事選に実際に出馬した元外務大臣・有田八郎、「般若苑」の女将・畔上輝井であることは明白

プライバシーを侵害すると・・・

情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■人格権の侵害として・・・
- ●民法上の不法行為
  - ◆損害賠償請求訴訟
  - ◆慰謝料請求訴訟

■継続的な人格権侵害の事件
- ●差止めが認められることもある
- ●例：出版の差し止め
  - ◆ロス疑惑、モデル小説

個人情報とプライバシーの異同

情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

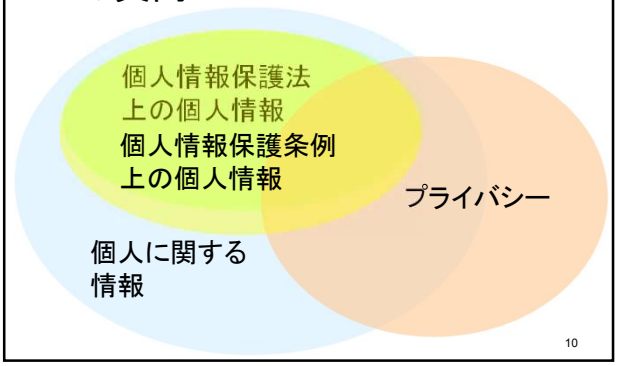

10

個人情報保護法制定の背景　：OECDガイドライン

情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

- ●1980年9月23日
- ●OECD(経済協力開発機構)の理事会採択
  「プライバシー保護と個人データの国際流通についての勧告」
- ●8原則

11

情報セキュリティ大学院大学 INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

1　収集制限の原則：個人データは、適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集されるべきである。

2　データ内容の原則：収集するデータは、利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であるべき。

3　目的明確化の原則：収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき。

4　利用制限の原則：データ主体の同意がある場合や法律の規定による場合を除いて、収集したデータを目的以外に利用してはならない。

12

5 安全保護の原則：合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき。
6 公開の原則：データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき。
7 個人参加の原則：データ主体に対して、自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、または異議申立を保証するべき。
8 責任の原則：データの管理者は諸原則実施の責任を有する。

法制定の背景 2:EU

「データ保護指令」(1995年)
加盟国間の情報の自由な流れを確立・維持、EU諸国から加盟国以外の国への情報の流れを管理し、監視
「通信部門における個人データ処理及びプライバシー保護に関する欧州議会及び理事会の指令」(1997年)
「データ保護指令」(1998年)
個人データに関する十分なレベルの保護が行われていない第三国への個人データの移動禁止

14

個人情報保護の5法

1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
2. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
3. 情報公開・個人情報保護審査会設置法
4. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
5. 個人情報の保護に関する法律

個人情報保護法の考え方

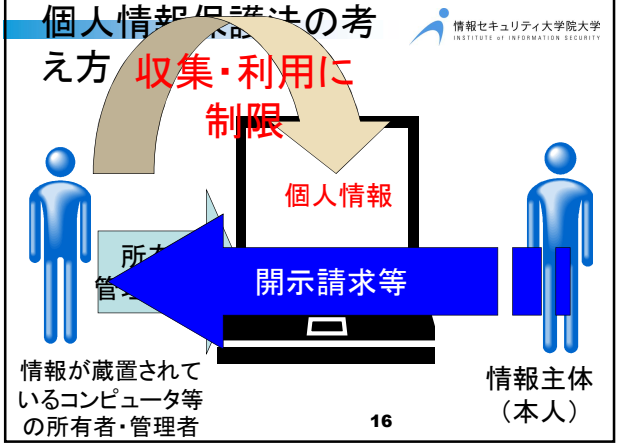

16

個人情報保護法制

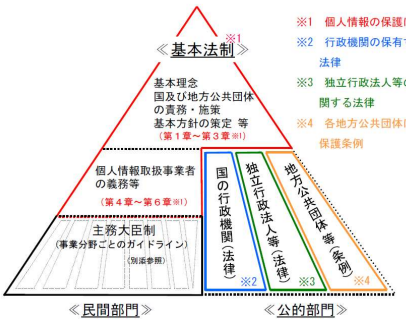

※1 個人情報の保護に関する法律
※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

http://www.caa.go.jp/planning/kojin/houtaikei_1.pdf

17

個人情報保護法

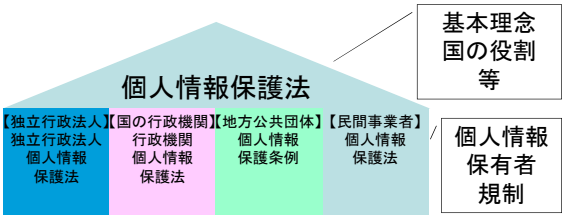

- 「個人情報」の定義が異なる
- 個人情報の取扱に関する規制が異なる

18

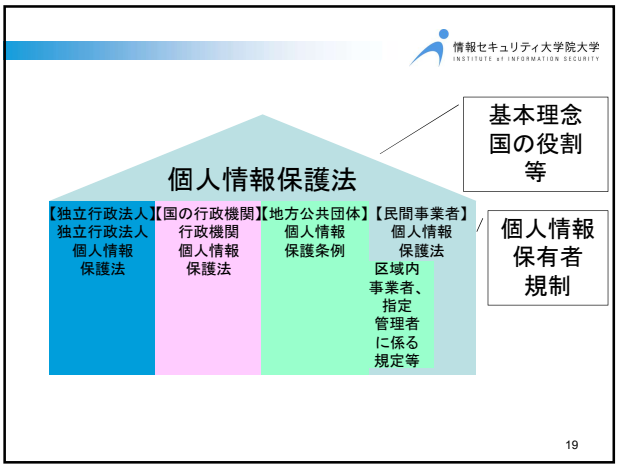

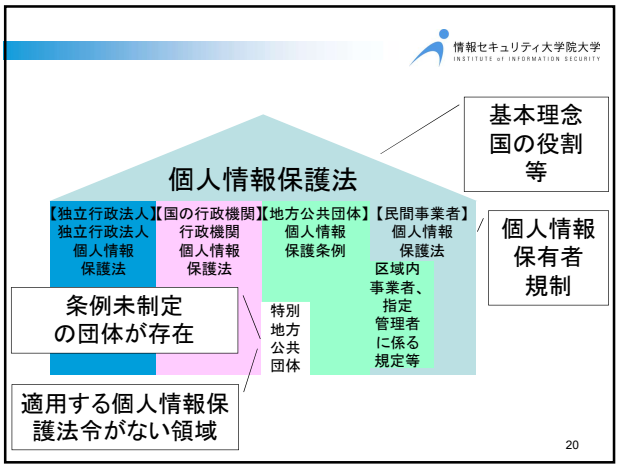

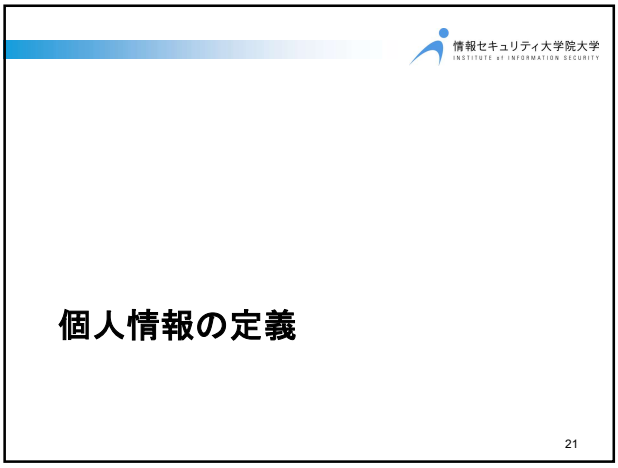

和歌山県個人情報保護条例

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人情報　個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

22

和歌山市個人情報保護条例

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（２）個人情報　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

23

県条例と市条例の違い

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■県条例

●事業を営む個人の当該事業に関する情報も、保護される

■市条例

●「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。」←事業に関する個人情報は、保護の対象外

24

鈴木内科医院問題

個人情報を取り扱う主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立〇〇病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立〇〇病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省
隠岐広域連合立隠岐病院、隠岐島前病院	隠岐広域連合個人情報保護条例	隠岐広域連合
〇〇市立××病院 指定管理者：民間事業者（医療福祉法人△△会）の場合	〇〇市の指定管理者募集要項や条例等に規定されている場合＝〇〇市個人情報保護条例	〇〇市
	規定がない場合＝個人情報保護法	厚生労働省
足柄上衛生組合立足柄上地区休日急患診療所	適用法なし	足柄上衛生組合

ケース

■A市、B市、C町が構成団体となり、〇〇消防事務組合を組織している場合

- ●〇〇消防事務組合個人情報保護条例の定義による
- ●〇〇消防事務組合に個人情報保護条例がない場合は、根拠法なし
  → 至急、制定するべき

情報公開

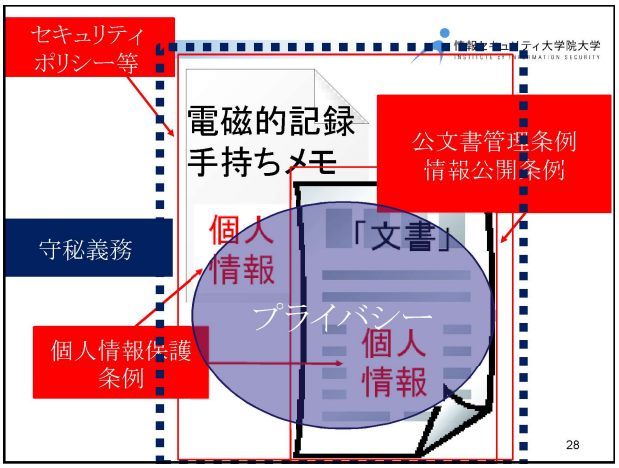

公文書管理法制

■文書の種類に応じて、保存期間を規定

■保存期間が経過したものは原則廃棄、または公文書館へ

■公文書公開請求における議論

- ●「組織共用性」
- ●ICレコーダー等、メール、SNS
- ●手持ちメモ、個々のWordやExcelファイル

セキュリティの法律

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■サイバーセキュリティ基本法
- ●2014年11月12日公布
- ●第2章と第4章を除く部分が即日施行
- ●残された部分も2015年1月9日に施行

■サイバーセキュリティの定義

■サイバーセキュリティに関する理念と基本的な施策

■サイバーセキュリティ戦略本部の設置

31

サイバーセキュリティとは?

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

■次の措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていること

1. 電磁的方式により記録され、又は発信・伝送・受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置
2. 情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置

※電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む

32

基本理念

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

第1項	情報の自由な流通の確保を目的として、脅威に対し、多様な主体の連携により、積極的に対応
第2項	国民一人一人の認識を深め自発的対応を促す脅威による被害を防止し被害から迅速に復旧できる強靭な体制を構築
第3項	高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築
第4項	国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担い、国際的協調の下に実施
第5項	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)の基本理念に配慮
第6項	国民の権利を不当に侵害しないように留意

33

関係者の責務

情報セキュリティ大学院大学
INSTITUTE of INFORMATION SECURITY

国	● サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、実施 ● 政府は施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置
地方公共団体	● 国との適切な役割分担を踏まえ、自主的な施策を策定し、実施
重要社会基盤事業者	● サービスを安定的かつ適切に提供 ● 自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保 ● 国又は地方公共団体が実施する施策に協力
サイバー関連事業者	● 自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保 ● 国又は地方公共団体が実施する施策に協力
教育研究機関	● 自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保 ● 人材の育成、研究及びその成果の普及 ● 国又は地方公共団体が実施する施策に協力
国民	● サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解 ● サイバーセキュリティの確保に必要な注意

34

サイバーセキュリティ戦略本部の機能・権限（イメージ）

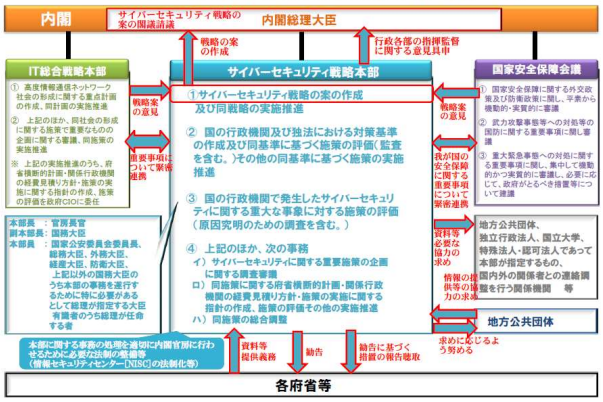

http://www.nisc.go.jp/conference/seisaku/dai40/pdf/40shiryou0102.pdf

35